

須賀川市戸籍システム標準化及び
コンビニ交付システム構築業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

須賀川市 生活部 戸籍住民課

須賀川市戸籍システム標準化及びコンビニ交付システム構築業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

第1 目的

本要領は、須賀川市（以下「本市」という。）における現行コンビニ交付システムの保守終了に伴う次期システムの導入、ならびに戸籍および戸籍附票システム（以下「戸籍システム」という。）の刷新と地方自治体情報システムの標準化対応を一括して実施する「須賀川市戸籍システム標準化及びコンビニ交付システム構築業務」の委託事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

本業務は、令和9年10月の標準化システム稼働に向けた緊密な工程管理と、現行の住民基本台帳システム等（富士通Japan製）との確実なマルチベンダ間データ連携が求められる難度の高いプロジェクトである。そのため、価格のみを基準とする一般的な競争入札ではなく、事業者の専門的な技術力、同種業務の履行実績、安全なデータ移行プラン、および稼働後のサポート体制等を総合的に評価し、本市にとって最も確実かつ最適な事業者を選定するものとする。

第2 業務概要

- 1 業務名 須賀川市戸籍システム標準化及びコンビニ交付システム構築業務
- 2 業務内容 別紙「須賀川市戸籍システム標準化及びコンビニ交付システム構築業務委託仕様書」による
- 3 履行期間 契約締結日から令和9年11月30日
- 4 提案上限額 総額81,760,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのもので、上限額を超えない範囲で提案すること。

第3 契約担当部局

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地

須賀川市生活部戸籍住民課

電話 0248-94-4752（管理係：コンビニ交付システム担当）

0248-94-4753（戸籍係：戸籍システム担当）

FAX 0248-94-4561

e-mail koseki@city.sukagawa.fukushima.jp

第4 参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 須賀川市入札参加資格者名簿に登録されている者であり、参加申出書の提出期限から審査結果通知日までにおいて、本市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 本業務の実施予定組織・部門は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するISMS適合性評価制度認定及びプライバシーマーク付与認定、またはこれらと同等であると本市が認める資格の認定を受けていること。
- (5) 戸籍住民課窓口業務は、正確性とプライバシー保護について独自のノウハウを必要とするため、戸籍情報システムのクラウド型システムの導入実績が全国及び福島県内での導入実績があるパッケージシステムであること。
- (6) 法務局郡山支局管内で複数実績のあるベンダであること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類 参加意思表明書（様式第1号）
業務実績調書（様式第2号）
- (2) 提出期限 令和8年7月16日（木）午後4時
- (3) 提出場所 第3に同じ。
- (4) 提出方法 提出期限までに持参又は郵送により提出すること。持参する場合の受付は、平日（土日、祝日を除く）の午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、期日までに必着とする。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年7月17日（金）に次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認められた者にとっては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者にとっては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出は、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

(ア) 企画提案書のサイズは、日本産業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）両面印刷とし、80ページ以内を目安に任意書式にて作成すること。（表紙と目次はページ数に含めない。）

(イ) 各ページにはページ番号を記載すること。

(ウ) 文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。

(エ) 企画提案書の正本は、本市の業者登録に使用した印鑑を押印して提出すること。

(オ) 企画提案書、見積書及び見積書積算内訳の電子データを格納した電子媒体（CD-R等）を提出すること。ファイル形式はPDF形式（積算内訳はExcel形式等も可とする）とする。

(カ) 市の方向性に沿って業務を行うことができるかを審査するので、企画提案書作成及びプレゼンテーションの際には、仕様書を参考にすること。

(キ) 本市の要求を実現できる提案を具体的に記載し、又、仕様書に記載している事項以外にこの業務の目的を達成するための有効な方法がある場合には、積極的に提案を行うこと。

(ク) 最低限次の内容を盛り込むこと。また、具体的な表現で記載することに留意し、専門用語には注釈を付けるなど、できる限り平易な表現に努めること。

番号	項目
1	提案者の体制・実績
	・提案体制
	・全国及び福島県内の稼働実績（戸籍システム/コンビニ交付システム） ※令和8年6月末時点で稼働している6万戸籍以上の自治体を明記すること
	・データ移行実績 ※令和8年6月末時点で稼働している富士通製戸籍システム、他社製戸籍システムからのデータ移行実績（合併は除く、単独でのデータ移行実績）を明記すること

	サポート体制・運用支援
2	・コールセンターの体制 ※サポート自治体数、拠点数、所在地、オペレーター数、対応時間。オペレーターの教育を記載すること
	・コールセンターの問い合わせ実績と問い合わせを基にしたFAQ等のサービス提案 ※令和7年度の問合せ件数と蓄積した事例数を記載すること（SEや営業対応数は除く）
	・電子書籍の提案
	・法改正に伴う情報提供及び支援
	・住所辞書データ更新方法と反映時期
	・データ移行におけるサポート（職員負担軽減策）
	・新システム稼働時の操作研修
	・データ移行作業中の戸籍データ保護策
・コンビニ交付システムにおける機能 ※職員側での発行証明内容の確認機能、統計機能を記載すること	
	将来性・拡張性
3	・法改正に関するシステム改修費 法改正に伴うシステム改修費の参考として、以下についての同規模自治体で行った改修費を記載すること
	①振り仮名の市町村長記録対応
	②共同親権対応
	・法務省が調達する業務での、「戸籍情報システム」の運用支援に係る業務の受託実績
	・厚生労働省が調達する業務での、戸籍関連業務（人口動態調査事務システムや火葬等許可事務システム）に関する標準仕様書の改訂に向けた調査研究の受託実績
・市職員の専門性担保に向けた支援策	

イ 見積書（任意様式）

ウ 見積書積算内訳（任意様式）

(2) 提出期限 令和8年7月22日（水）午後4時

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 提出期限までに持参又は郵送により提出すること。持参する場合の受付は、平日（土日、祝日を除く）の午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、期日までに必着とする。

(5) 提出部数 正本1部、副本10部、電子媒体（CD-R等）1部

(6) 留意事項

- ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- イ 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- ウ 市は、企画提案書から提出された企画提案書等について、須賀川市情報公開条例（平成13年須賀川市条例第1号）の規定により請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書より提出すること。
 - ア 提出書類 質疑応答書（様式第3号）
 - イ 提出期限 令和8年7月8日（水）午後4時
 - ウ 提出場所 第3に同じ。
 - エ 提出方法 電子メールにより提出すること。
- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、須賀川市戸籍システム標準化及びコンビニ交付システム構築業務プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

2 プレゼンテーション及びヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明30分、質疑10分の計40分とする。
- イ 企画提案追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた資料の使用は可能とする。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて5名までとする。
- エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙1で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 提案者の体制・実績
- (2) サポート体制・運用支援
- (3) 将来性・拡張性
- (4) コスト

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査項目及び評価基準により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

なお、評価点の合計が同点となる者が2人以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

5 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨
- (4) 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

第10 契約に関する基本事項

審査により決定した受託候補者と随意契約により契約締結の交渉を行う。詳細な契約内容については、その交渉時において仕様書の変更調整を行う場合がある。その後、再度見積り徴収のうえ随意契約締結とする。

第11 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和8年7月1日（水）
提案に係る質問書の提出期限	令和8年7月8日（水）
質問書への回答期限	令和8年7月13日（月）
参加表明書の提出期限	令和8年7月16日（木）
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和8年7月17日（金）
企画提案書の提出	令和8年7月17日（金）から 令和8年7月22日（水）まで
プレゼンテーション及びヒアリング等	令和8年7月31日（金） （企画提案書提出要請と合わせて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和8年8月7日（金）
契約締結	令和8年8月下旬～9月上旬

別紙1 評価項目

番号	審査項目	評価点
1	提案者の体制・実績	30点
2	サポート体制・運用支援	50点
3	将来性・拡張性	10点
4	コスト	10点
	総合評価点	100点